

**第69回税理士試験 所得税法  
第一問(理論)解答**

[表示内容の説明]

配 点 :  . . .  点

問 1 (予想配点25点)

1 概要 **4**

取引銀行であるBからの債務の免除を受けることができた場合には、当該債務の免除により生ずる債務免除益は、原則として下記2のとおり、経済的利益として事業所得の総収入金額に算入され、総所得金額を構成し、超過累進税率により所得税が課税される。

ただし、一定の要件を満たす場合には下記3又は下記4の規定の適用がある。

なお、下記3又は下記4の規定は、選択適用である。

2 原則的な収入金額 **5**

その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的利益をもって収入する場合には、その物若しくは権利を取得し又は経済的利益を享受する時における価額）とする。

3 債務免除益の総収入金額不算入

(1) 内容 **4**

居住者が、破産法に規定する免責許可の決定等があった場合その他資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合にその有する債務の免除を受けたときは、その免除により受ける経済的利益の価額（一定の金額を除く。）については、その者の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

(2) 一定の金額 **4**

居住者の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれに定める金額（下記①に定める金額にあっては、当該経済的な利益の価額がないものとして計算した金額とし、下記②に定める金額にあって上記(1)の規定の適用がないものとして総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額を計算した場合における金額とする。）の合計額に相当する部分。

① 事業所得を生ずべき事業に係る債務の免除を受けた場合

… 当該免除を受けた日の属する年分の事業所得の金額の計算上生じた損失の金額

② 純損失の繰越控除の規定により、当該債務の免除を受けた日の属する年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する純損失の金額がある場合

… 当該控除する純損失の金額

(3) 申告要件 **1**

税務署長がやむを得ない事情があると認める場合場合を除き、確定申告書にこの規定の適用を受ける旨、この規定により総収入金額に算入されない金額その他一定事項の記載がある場合に限り、適用する。

4 債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入の特例

(1) 内容 **5**

青色申告書を提出する個人が、債務処理計画に基づきその有する債務の免除を受けた場合（その免除により受ける経済的な利益の価額について上記3の適用を受ける場合を除く。）において、当該個人の事業所得等を生ずべき事業の用に供される対象資産の価額について、一定の方法により評価が行われているときは、その対象資産の損失の額として一定の金額は、その免除を受けた日の属する年分の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入する。

ただし、この規定適用前の事業所得等の金額を限度とする。

(2) 申告要件 **1**

税務署長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、確定申告書に、この規定の適用を受ける旨の記載があり、かつ、この規定による事業所得等の金額の計算、対象資産の種類その他一定の事項を記載した明細書及び債務処理計画に関する書類として一定の書類の添付がある場合に限り、適用する。

(3) 対象資産 **1**

減価償却資産、繰延資産、繰延消費税額等で一定ものをいう。

問2 (予想配点25点)

1 1について

(1) 国外財産調書

① 誰が1

非永住者以外の居住者

② どのような場合に2

その年12月31日においてその価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する場合

③ 何を記載して2

その者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びにその国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項

④ いつまでに1

その年の翌年3月15日まで

⑤ どこに提出しなければならないか1

納税地又は住所(国内に住所がない場合には居所地)の所轄税務署長

⑥ その他補足事項1

その年の翌年3月15日までの間にその国外財産調書を提出しないで死亡し、又は出国をしたときは、提出を要しない。

(2) 財産債務調書

① 誰が1

確定申告書を提出すべき者

② どのような場合に2

確定申告書に記載すべきその年分の退職所得金額以外の課税標準の合計額が2,000万円を超え、かつ、その年12月31日においてその価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する場合

③ 何を記載して2

その者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びにその者が同日において有する財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載

④ いつまでに1

その年の翌年3月15日まで

⑤ どこに提出しなければならないか1

その者の所得税の納税地の所轄税務署長

⑥ その他補足事項4

(a) その年の翌年3月15日までの間にその財産債務調書を提出しないで死亡したときは、提出を要しない。

(b) 国外財産調書の提出義務がある場合における国外財産に係る財産債務調書に記載すべき事項(その国外財産の価額を除く。)については、その財産債務調書への記載は要しない。

(c) 国外転出特例対象財産の意義

国外転出をする場合の譲渡所得等の課税の特例に規定する有価証券等並びに未決済信用取引等及び未決済デリバティブ取引に係る権利をいう。

2 2について6

国外財産調書又は財産債務調書を提出期限までに提出しなかった場合又は提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産又は財産債務調書に記載すべき財産若しくは債務の記載がない場合(重要なものの記載が不十分と認められる場合を含む。)に、その国外財産又は財産若しくは債務に関して所得税の申告漏れ(死亡した者に係るものを除く。)が生じたときは、その国外財産又は財産若しくは債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税が5%加重される。